

Part 1

地域金融機関に求められる 地域金融力の発揮

金融庁では、2025年12月に「地域金融力強化プラン」を公表し、地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤーが連携し、地域企業の価値向上や地域課題の解決に一層貢献していくための方策や、このための環境整備に関する施策を取りまとめた。本稿では、「地域金融力強化プラン」の狙いと主な施策を概説していく。なお、本稿における意見に係る部分は筆者の個人的な見解であり、所属する組織を代表するものではないことをあらかじめお断りする。

金融庁 総合政策局 総合政策課長 今野 治

1 背景・経緯

人口減少・少子高齢化が進行する中、地域が持続的に発展していくため、「地域金融」には、有望なプロジェクトへの資金供給にとどまらない幅広い金融仲介機能を発揮し、地域経済に貢献していくことが求められている。その際、地域金融機関やその他の主体が、持続可能性を確保しつつ、こうした役割を十分に発揮できるための環境整備も併せて進める必要がある。

地域金融機関の現状を見ると、十分な健全性を有し、実質的な収益力を示すコア業務純益も足元では下げ止まるなどの傾向が見られる一方で、人口減少等を背景として、地域金融機関の預金量は停滞しつつある。2021年以降は、個人預金量が減少する地域金融機関の数が増加傾向にあり、2023年12月以降、特に信

用金庫・信用組合において前年同月比で個人預金量が減少する機関数が増加する機関数を上回るなど、経営状況の二極化の兆候が見られる。

こうした中で、2025年6月に、金融審議会の下に「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」が設置され、同年12月にかけて地域金融力の強化に必要な方策についての審議を行った。「地域金融力強化プラン」は、こうした議論も踏まえ、①地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決、②地域金融力発揮のための環境整備について施策を取りまとめた。次項以降で主な施策を概観していく。

2 地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決

地域企業は、金利や原材料費・人件費の上昇に加え、各国の関税政策など、様々な経済環境の変化に直面している。

こうした中、地域企業の持続可能な成長を実現していくためには、個々の企業の置かれた状況や課題を十分見極めた上で、有効な支援を講じていくことが重要である。

地域金融機関は、事業性評価を通じて顧客企業を深く理解している点を強みとしている。これを基盤として、顧客企業との間で経営課題への共通理解や信頼関係を醸成した上で、金融・非金融の支援を通じて顧客企業の持続可能性を高めることは、地域企業の価値向上のみならず、金融機関自身の持続可能性を高める観点からも重要である。

(1) 内外のプレイヤーとの連携を通じた中堅企業等への成長支援

地域には、一定の売上規模を持つ中堅企業や成長を目指す中小企業が存在し、潜在的に国内外へと事業展開できる企業も存在すると考えられる。

こうした企業の研究開発や設備投資、戦略的な事業買収を後押しし、高い成長を実現していくことが重要である。実際、PEファンドや政府系金融機関等と連携し、顧客企業の売上増加や事業成長につなげている地域金融機関もみられる。

中堅企業等への成長支援に關する地域金融機関の知見を深めていくため、金融庁としては実証を通じて具体的事例の創出を後押しするとともに、知見の共有を通じ、地域金融機関と国内外の市場開拓や事業の発展に知見を有するプレイヤーとの連携を促進していく。また、地域経済活性化支援機構（REVIC）が実施する研修を通じ、地域金融機関職員に対し、事業戦略とファイナンスを通じた企業価値創造の総合的なサポート（企業価値創造業務）に関する知見提供を進める。

(2) M&A・事業承継支援や

経営者等の人材確保の促進
後継者不在は、依然として中小企業にとって大きな経営課題であり、地域経済を維持・成長させ、雇用の場を確保していくためにも、地域金融機関も含めた各地域におけるM&A・事業承継の支援機能の強化が不可欠である。

地域金融機関によるM&Aや事業承継の支援機能の強化に向けて、事業承継・引継ぎ支援センター等との連携を通じた人材育成のほか、フィナンシャル・アドバイザー業務等の実施や、他の金融機関等との連携によりマッチングや案件組成を支援するプラットフォームの活用を促進し、地域金融機関の支援能力の向上を後押ししていく。

通じて、地域企業の経営人材確保を後押しするとともに、地域企業の経営課題や求める人材像に応じ、地域金融機関が適切な人材紹介を行えるよう、監督指針の改正も含む環境整備を進める。

関も見られる。金融庁としても、地域企業のデジタル化とデータ利活用の高度化を一層支援できるよう、金融機関の業務としてITコンサル支援や経理業務の受託を明確化するなど環境整備を進める。

(3) 地域企業へのDX支援の推進

地域企業の付加価値と生産性を高めていく上で、DXの推進は不可欠である一方、足元の中小企業における取組は限定的である。こうした中で地域企業の事業及び経営課題に精通する金融機関が、国等による支援策を取引先企業に周知し、適切な利用を促すとともに、地域内外の専門家とも連携しながら取引先企業のDXを推進していくことが重要である。

(4) 地域金融機関による地域活性化の取組の促進

各地域では、地域金融機関が主体となり、地域活性化に向けた多様な取組が積み重ねられてきた。こうした実践知を共有し、相互に学び合うことで、各地域金融機関による地域金融力の発揮を一層促していく。

また、事業承継と並び、経営者等を含む人材確保も重要である。REVIC Career（レビキャリア）^(注)等の取組を通じて、地域企業の経営人材確保を後押しするとともに、地域企業の経営課題や求める人材像に応じ、地域金融機関が適切な人材紹介を行えるよう、監督指針の改正も含む環境整備を進める。

具体的には、2026年の夏を目的に地域活性化に向けた取組事例集（「地域活性化取組事典（仮称）」）を金融庁が中心となって取りまとめ、全国各地の金融機関が他の地域の取組を学び、実践につなげていくことを促す。また、地域金融機関と地域内外の

様々な関係者が連携して地域企業の価値創造と地域活性化に向けた取組について知恵を出し合う場として、「地域活性化ネットワーク」(仮称)を構築し、取組を後押ししていく。

(5) 投資専門会社を通じた資本金の供給の促進

地域企業の成長局面の資金需要に対応するため、融資の実行に加えて資本金の供給も重要である。これまでも地域金融機関等が、投資専門会社を通じてベンチャービジネス会社や事業承継会社、地域活性化事業会社に対し、資金供給を行えるよう環境整備を進めてきた。

こうした資本金の供給を通じ、地域金融機関等が一層の地域活性化に貢献できるように、利益相反取引の防止やリスク管理及び内部管理態勢の整備を引き続き前提としつつ、地域のニーズ等を踏まえ

ながら、投資専門会社の出資に関する要件等の見直しを進めていく。例えば、投資専門会社が、M&A仲介業務を通じて、投資先へのコンサルティングやビジネスモデルに合ったオーナー探索を強化することを可能とするほか、投資先の非上場のベンチャービジネス会社が上場した後もクロスオーバー投資として追加出資を行うことにより、上場後も資金調達の支援等を可能とするなど、さらなる規制の緩和・明確化を図る。

3 地域金融力発揮のための環境整備

地域金融機関は、前項で示したように、地域の「要」として地域金融力を発揮していくことが求められる一方、その役割を将来に亘って果たしていく上で、様々な課題に直面している。足元、高度化するサイバー攻撃やマネー・ロ

ーンダリングへの対応など、金融サービスを安定的に提供するためのコストは増大し、規模の大小に関わりなく高度なシステムや専門人材確保の必要性も高まっている。

また、預金減少に直面する地域金融機関では、中長期的に経営の選択肢が狭まる可能性があるほか、今後仮に大規模な自然災害や新たな感染症のまん延等が生じれば、経営基盤が大きく損なわれるおそれがある。

地域金融機関が地域からの期待に応え続けていくため、地域金融機関が将来にわたって十分な経営体力・収益基盤を確保できるように環境整備が必要である。

(1) 地域金融機関の業務効率化・負担軽減に向けた取組
金融機関共通の課題について、金融機関間での「共同化」を推進することで、小規模な金融機関であっても地域金融

力を十分に発揮できる環境を整備していく。

例えば、内部監査については、専門人材プールの構築等、各金融機関の監査機能の充実・強化を図るとともに、各金融機関内での配置転換を通じて、融資・企業支援機能を強化するための方策を検討する。

(2) 金融機能強化法の資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充等

金融機能強化法は、地域金融機関等の金融機能を強化し、地域経済の活性化を図るための枠組みとして、資本参加制度と資金交付制度を設けている。

人口減少等の環境変化の中で、地域金融機関等が経営基盤の強化により十分なリスクテイク余力を確保し、引き続き地域経済を支えていくための環境整備の一環として、これら両制度の期限延長・拡充等を含む金融機能強化法等の

改正法案について、早期の国会提出を目指す。

① 資本参加制度の期限延長・拡充

金融機関に対して公的な支援を行う場合、破綻前の資本参加であれば、その後を経営が回復すれば、公的資金は毀損されないのみならず、結果的に利益が得られる。

他方、破綻後の支援の場合には、そのような利益は期待できないのみならず、破綻による経済・社会的コストも大きい。また、地域金融機関等は、長期にわたり、人口減少等の構造的課題に対応しつつ、その金融機能を維持・強化していく必要がある。このため、地域金融機関等に求められる役割の発揮や経営基盤強化の必要性を踏まえ、長期的な目線から、資本参加制度を「当分の間」の措置とする。

また、資本参加制度においては、東日本大震災や新型コ

ロナウイルス感染症のまん延の影響により自己資本の充実が必要となった地域金融機関等を対象とした特例が、金融機能強化法の改正により整備されている。

南海トラフ地震をはじめ、将来発生するおそれがある大規模な自然災害や新たな感染症のまん延等に備え、その後の地域の復興や地域経済の再生に必要な金融機能の発揮に万全を期すため、現行の震災特例に相当する資本参加の特例を予め制度的に整備し、必要に応じて個別の災害等を指定することで当該特例を適用できるようにする。

さらに、資本参加先の適切な経営管理と業務運営を確保するため、資本参加先の協同組織金融機関については、複数の員外監事の選任に関する事項を経営強化計画に記載することを求める等、制度面からも必要な規定を整備する。

② 資金交付制度の期限延長・拡充

人口減少等の課題が深刻化する中、今後も地域金融機関等による合併・経営統合等の事業の抜本的見直しによる経営基盤強化に向けた取組を後押ししていくため、資金交付制度の申請期限を2031年3月末までの5年間延長する。

また、これまでの活用実績や趨勢的な人口動態等を踏まえつつ、より効果的に地域金融機関等の経営基盤強化に向けた取組を後押ししていくとともに、合併・経営統合に限らず、事務の共同化を含めた業務の効率化を一層強力に支援していく観点から、申請期限の延長とあわせて制度の拡充を行う。例えば、交付上限額を現行の30億円から50億円に引き上げるとともに、協同組織金融機関については現行の補助率3分の1を2分の1に引き上げる。さらに、中小

の地域金融機関について、地域経済の活性化に向けた取組を行うことを前提に、業務の効率化に資する勘定系システムの共同化に関する資金交付の枠組みを整備する。

本稿では、「地域金融力強化プラン」に盛り込んだ施策の一部を紹介した。地域金融機関の規模やビジネスモデル、所在する地域の状況等は区々であり、本プランで掲げた全ての分野の取組を一律に求めるものではない。地域金融機関には、地域や顧客企業のニーズ、ビジネスモデル等を踏まえ、ステージや課題を十分見極めた上で、有効な支援を適切に選択し、企業価値の向上や地域課題の解決につなげていくことが期待される。

※ ※ ※

(注) REVICが整備し、地域金融機関が経営人材の仲介を行うプラットフォーム